

〔記載例〕

様式第1による届出の場合も、記載方法は様式Bと同様です。

代理人による届出の場合は、委任状が必要となります。

様式B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書 (一般用)

届出日(提出年月日)

令和4年3月1日

神川町長 様

新設または変更のいずれか該当する方を残し、該当しない方は取消線等で消す。

届出者

東京都中央区銀座1-1-1
株式会社 工場立地センター
代表取締役 工場 建造

本社情報を記載
(住所、名称または法人名、代表者職氏名)

(担当者)

株式会社 工場立地センター 神川工場
設備管理課 工場 建太
電話 0495-77-0000

実務担当者を記載

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒367-0000 埼玉県児玉郡神川町大字〇〇111-1 (神川工場)	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	発電機、電動機 (2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業)	
3	特定工場の敷地面積	変更前 101,500 m ²	変更後 124,500 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前 18,000 m ²	変更後 25,000 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和4年4月15日
		施設の設置工事	令和4年5月20日
※整理番号	神第号	※備考	
※受理年月日	年月日		
※審査結果			

2欄は、製品のほか、日本標準産業分類の細分類を()書きで記載。

変更届出の場合、3・4欄は、変更前および変更後の面積を対照させて記載。面積は小数点以下は切り捨て。

7・8欄は、該当ない場合は、「該当なし」と記載または取消線等で消す。この場合、別紙3、4の添付不要。

9欄は、様式例第4「特定工場の新設等のための工事日程」上の日付を記載。
※一番早い工事の着工日は、届出日から30日を経過した日以降の日付とする。
(短縮申請を行わない場合は90日)

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄か9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く）の名称 ※1	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）			
		変更前	変更後				
樹林地 敷地北及び西側道路沿い	リー1	4,700	4,900	△	0	+	200
低木地 県道沿い北側	リー2	1,800	1,900	△	50	+	150
芝生 A棟南	リー3	1,300	1,300	△	0	+	0
芝生 A棟東	リー4	700	750	△	100	+	150
芝生 B棟北	リー5-1	500	0	△	500	+	0
芝生 B棟西	リー5-2	なし	600	△	0	+	600
芝生・低木 県道沿い南側	リー6	5,000	1,500	△	3,500	+	0
樹林地 敷地南側道路沿い斜面	リー7	17,000	17,000	△	0	+	0
※1の合計		31,000	27,950	△	4,150	+	1,100
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称 ※2	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）			
芝生 緑化駐車場	ジー1	500	600	△	100	+	200
【様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称】欄 建築物屋上等緑化施設等（「屋上緑化」、「壁面緑化」、「駐車場緑地」）が該当。 区画毎に緑地の種類と設置の場所を記載。							
※2の合計		500	600	△	100	+	200
緑地面積の合計		31,500	28,550	△	4,250	+	1,300
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）			
広場	カー1	2,000	2,000	△	0	+	0
透水性舗装駐車場 （雨水浸透施設）	カー2	1,000	1,500	△	0	+	500
緑地以外の環境施設の面積の合計		3,000	3,500	△	0	+	500
環境施設の面積の合計		34,500	32,050	△	4,250	+	1,800

【緑地以外の環境施設の名称】欄
池、噴水、野球場、テニスコート、太陽光発電施設等の具体的な名称を記載。

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、リー3、リー5-2、リー6、リー7
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	27,200 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	敷地四方に道路を有し、工場は中央部に配置。 建物の周辺部や特に県道側には充分な緑地を設置。
工場周辺にある住宅、学校、病院などの施設の設置状況との関係も踏まえ、具体的に記載。	

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあっては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カー1」と読み替えるものとする。

(注意)工業団地特例適用団地以外は提出の必要はありません。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	〇〇工業団地			
工業団地の所在地	神川町大字〇〇			
工業団地の面積	〇〇〇,〇〇〇 m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	〇〇〇,〇〇〇 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	〇〇,〇〇〇 m ²			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	〇〇,〇〇〇 m ²		
	面積	〇,〇〇〇 m ²		
	面積	〇〇,〇〇〇 m ²	種類	公園
	面積	〇〇,〇〇〇 m ²	種類	調整池
その他の施設面積	面積	〇〇,〇〇〇 m ²	種類	道路
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明	概略図は別紙のとおり			

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

【様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地】

工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設。
⇒建築物屋上等緑化施設等（「屋上緑化」、「壁面緑化」、「駐車場緑地」）が該当。

(注意)工業集落地特例適用工場以外は提出の必要はありません。

別紙 4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称	〇〇緑地帯		
隣接緑地等の所在地	神川町大字〇〇		
隣接緑地等の面積の合計	〇〇〇,〇〇〇 m ²		
うち緑地(様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。)	面積	〇〇,〇〇〇 m ²	/
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	〇,〇〇〇 m ²	
うち緑地以外の環境施設	面積	〇〇,〇〇〇 m ²	
事業者の負担する総額	設置費用	〇〇〇,〇〇〇 円	
	維持管理費用	〇〇〇,〇〇〇 円	
うち届出者の負担費用	設置費用	〇〇〇,〇〇〇 円	
	維持管理費用	〇〇〇,〇〇〇 円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明	概略図は別紙のとおり		

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集落地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用(毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額)のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用(毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額)のそれぞれを記載すること。

【様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地】

工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設。

⇒建築物屋上等緑化施設等(「屋上緑化」、「壁面緑化」、「駐車場緑地」)が該当。

様式例第 1

事業概要説明書

2欄から5欄について、変更届出の場合は、変更後の数値等を記載

【生産開始の日】欄
今回の届出に係る生産施設の稼働開始の日（予定）を記載。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始日を（ ）書きで併記。

1	生産開始の日	(昭和 62 年 12 月 1 日)			令和 4 年 11 月 1 日				
2	主要製品別生産能力及び生産数量								
	製品名		生産能力		生産数量				
	電動発電機		1,000	台/月	500	台/月			
回転変流機		2,000	台/月	1,000	台/月				
3	水源別工業用水使用量 計 90 (単位：t/日)								
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水		
	60	-	-	30	-	-	-		
4	電力の使用量 計 4,500 (単位：KWH/日)								
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量				
	4,500				-				
5	従業員数 計 64 (単位：人)								
	職員	男	9	工員	男	27	計	男	36
		女	2		女	26		女	28

適切な単位を記載

従業員数は、別会社の従業員やパート等でも工場内で日常的に働いている人は含めて記載。

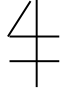
- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、m²/月など)
- 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いて下さい。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

別添「図1（変更前）」「図2（変更後）」のとおり

配置図は、下記の備考1～6に沿って作成。
変更届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように作成。



縮尺 1 /

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～2に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

【様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地】

工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同施行規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設。
⇒建築物屋上等緑化施設等（「屋上緑化」、「壁面緑化」、「駐車場緑地」）が該当。

様式例第 3

特定工場用地利用状況説明書

当該工場敷地のうち、自社所有地の面積

特定工場敷地面積	124,500 m ²	うち自己所有地	94,500 m ²
都市計画法上の区域区分 (* 右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図 別添「図3」のとおり 当該工場敷地の位置、また周辺の主要道路名と道路網図が俯瞰できる図面を添付（備考4も参照）	特定工場の用に供する土地の説明 届出場所は、〇〇年〇〇が造成・分譲した〇〇工業団地内に所在。 下記備考3に沿って記載		
縮尺 1 /			

- 備考
- 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
 - 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
 - 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類		工事の日程													
		R4年 4月	R4年 5月	R4年 6月	R4年 7月	R4年 8月	R4年 9月	R4年 10月	R4年 11月	年 月	年 月				
造成（埋立）工事		4/15	5/10												
生産施設の設置工事															
施設の名称	施設番号														
機器加工工場 （A棟）	セー1		5/20			8/15		9/1		10/31		11/1			
金属めっき工場 （B棟）	セー2		6/1			8/15		9/1		10/31		11/1			
危険物製造室	セー3		6/1			8/15		9/1		10/31		11/1			
新A棟	セー4							9/1		10/31		11/1			
新B棟	セー5							9/1		10/31		11/1			
環境施設・緑地の設置工事															
施設の名称	施設番号														
敷地北及び 西側道路沿い	リー1							8/1		9/30					
県道沿い北側	リー2		6/1			8/1		9/30							
A棟東	リー4		6/1			8/1		9/30							
B棟北	リー5-1		6/1		7/31										
B棟西	リー5-2							8/15		9/30					
県道沿い南側	リー6		6/1			8/15									
緑化駐車場	ジー1		6/1		6/30			8/1		9/30					
透水性舗装駐車場	カー2							8/1		8/31					
その他の主要施設の設置工事															
事務所棟								9/1		10/31		11/1			

備考1～4に沿って、工事の開始・終了日等を記載。

新 設: 全新設の場合
 一 部 新 設: 一部新設の場合
 撤 去: 全撤去の場合
 一 部 撤 去: 一部撤去の場合
 稼 働: 稼働の場合

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事は、原則として生産施設の運転開始時期までに終えるようにする。

- 備考 1 工事の日程欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日付を付記して下さい。なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄に合せて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設、緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合のみ当該施設の種類を工事の欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

(注意) 昭和49年6月28日時点で既に設置されている工場等または設置のための工事が行われている工場等(既存工場等)以外は、提出の必要はありません。

準 則 計 算 表

※業種名は「日本標準産業分類」で確認
※細分類番号、 γ と α は経済産業省ホームページ(工場立地法)に掲載の「工場立地法解説(PDFファイル)」で確認

中分類業種名： 29 - 電気機械器具製造業

細分類番号： 2911

γ ： 65 α ： 1.4

1 生産施設

(1) 単一業種

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

(2) 2以上の兼業

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

※計算方法については経済産業省ホームページ(工場立地法)に掲載の「工場立地法解説(PDFファイル)」を参照

2 緑地

(1) 単一業種

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$$

3 環境施設

(1) 単一業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$$

(2) 2以上の兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$$

- 備考
- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号名を記載すること。
 - 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
 - 3 準則計算推移表を添付すること。
 - 4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

(注意)昭和49年6月28日時点で既に設置されている工場等または設置のための工事が行われている工場等(既存工場等)以外は、提出の必要はありません。

準則計算推移表

工業団地特例(工場立地法の準則第5条)の適用の有無

会社工場名	株式会社 工場立地センター 神川工場			工業団地特例(工場立地法の準則第5条)の適用の有無
設置場所	〒367-0000 埼玉県児玉郡神川町大字〇〇111-1			団地特例 有 無
	TEL	0495-77-0000	(団地名)	
担当者	設備管理課 工場 建太	代表業種名	29 電気機械器具製造業	
細分類番号	2911			
P _{0i}		%なので、計算式に代入する場合は、1/100を掛ける。	「日本標準産業分類」で業種名を確認。中分類番号、業種名を記載。	
γ _i	65			
α _i	1.4			
昭和49年6月28日現在の状況	増加可能生産施設面積	(計算式)	$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$	G ₀ m ²
		m ²		E ₀ m ²

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G ₁	当該E設置	E ₁	備考
		当該変更面積	変更後面積	(G ₀)	(次回G ₀)	(E ₀)	(次回E ₀)	
24埼第123号	2911	△2,200 +8,700	13,000	△4,250 +1,300	28,550	△4,250 +1,800	32,050	
H24.4.1								
124,500m ²								

【(1)番目に計算】
前回の面積=6,500m²
今回(変更後)の面積=6,500-2,200+8,700
=13,000m²

今回の変更で増減する緑地面積

今回の変更で増減する環境施設面積

【(2)番目に計算】
G₁: 今回の変更後に設置されている緑地の面積
前回の面積=31,500m²
今回(変更後)の面積=31,500-4,250+1,300
=28,550m²

備考
備考

- G₀…昭和49年6月28日現在の緑地面積
- E₀…昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積を含む)
- 当該G(E)設置…当該変更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積
- (G₀){(E₀)}…当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積

(G₀): 今回の変更で準則値 $\{P/\gamma(0.05-G_0/S)\}$ を超えて設置された緑地面積

- G₁(E₁)…当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計
- (次回G₀){(次回E₀)}…当該変更後に設置されている緑地(環境施設){当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものを含む}の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を超える面積

(次回G₀): 「前回の(次回G₀)の緑地面積」-「今回の変更で減らした面積」+「(G₀): 今回の変更で準則値 $\{P/\gamma(0.05-G_0/S)\}$ を超えて設置された緑地面積」

- 備考…期間短縮について記入。

氏名（名称、住所）変更届出書

令和〇年〇月〇日

神川町長 様

住 所 東京都中央区銀座1-1-1
届出者 法人名又は名称 企業立地センター株式会社
代表者職氏名 代表取締役 工場 建造
(担当者) 所属部署・氏名 総務課 工場 太郎
電 話 番 号 03-0000-0000

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

変更の内容	変更前	株式会社 工場立地センター		
	変更後	企業立地センター株式会社		
変更年月日	令和〇年〇月〇日	変更の理由	商号変更	
※整理番号		※受理年月日		
※備考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定工場承継届出書

令和〇年〇月〇日

神川町長 様

住所 東京都中央区銀座1-1-1
届出者 法人名又は名称 企業立地センター株式会社
代表者職氏名 代表取締役 工場 建造
(担当者) 所属部署・氏名 総務課 工場 太郎
電話番号 03-0000-0000

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名 又は名称	株式会社 埼玉工業（神川工場） <small>承継前の工場等の名称</small>		
	住所	東京都千代田区〇〇2-2-2 <small>承継前の工場等の本社の住所</small>		
特定工場の設置の場所	神川町大字〇〇111-1	承継の年月日	令和〇年〇月〇日	
		承継の原因	合併 <small>合併、売買等</small>	
※ 整理番号		※受理年月日		
※ 備考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定工場の廃止届

令和〇年〇月〇日

神川町長 様

住所 東京都中央区銀座1-1-1
届出者 法人名又は名称 工場立地センター株式会社
代表者職氏名 代表取締役 工場 建造
(担当者) 所属部署・氏名 総務課 工場 太郎
電話番号 03-0000-0000

下記工場について、廃止したので報告します。

工場名及び所在地	工場立地センター 神川第2工場 埼玉県児玉郡神川町〇〇222-2
当該工場敷地面積	60,000㎡
当該工場の建築面積	15,000㎡
当該工場の製品	小型電動発電機
廃止年月日	令和〇年〇月〇日
廃止の理由	生産拠点の集約に伴う工場の閉鎖 <small>閉鎖、移転、売却、賃貸等について記載。</small>
廃止後の跡地の利用予定	〇〇〇社（埼玉県〇〇市〇〇1-1-1）へ売却。 〇〇〇社が〇〇業で利用。
備考	<small>自由記載。 移転の場合には、移転先の住所等を記載。</small>

参考様式

委 任 状

私は、〇〇県〇〇市××町〇-△-□における 〇×株式会社 〇〇工場長 △△△△ を
代理人と定め下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

令和〇年〇月〇日

住	所	〇〇県〇〇市〇〇□-△-〇
委任者	法人名又は名称	〇×株式会社
	代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇